

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

番号	法令名及び条項	処分の概要	担当課名
6	都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第1項	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可	都市計画課

1 審査基準は、次のとおりとする。

(1) 市街化調整区域での許可不要の建築等について

別紙－6のとおりとする。

(2) 当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物の敷地が次の基準（用途の変更の場合にあっては、ウを除く。）に適合していること。

ア 開発行為を伴わないものであること。

イ 排水施設が別紙－3「技術基準」第5 排水施設の項に適合する構造及び能力で配置されていること。

ウ 地盤の軟弱な土地等にあっては、別紙－3「技術基準」第8 宅地の防災の項に規定する基準に適合する構造等で地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられていること。

(3) 当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物の用途等が、①別紙－5「市街化調整区域における建築許可審査基準（令36条）」、②市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）に基づいて整備される市民農園における市民農園施設を目的とするもので許可を要するもの、③幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）に基づき沿道整備権利移転等促進計画に定められた事項に従って行われるもの、④地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）に基づき認定された歴史的風致維持向上計画の内容に即して行われるもの、⑤地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に基づき認定された総合化事業計画に従って行われるもの、⑥農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）に基づく活性化計画に従って行われるもの、のいずれかに該当していること。

2 標準処理期間は、30日とする。ただし、次の場合は別に定める期間とする。

(1) 許可に当たって、盛岡市開発審査会の議を経る必要があるときは、120日

(2) 農地転用許可、建築基準法第43条ただし書き許可等が関係する場合 120日

3 盛岡市開発審査会への付議

盛岡市開発審査会に付議が必要な建築行為の許可について、偶数月の末日（その日が休日（盛岡市の休日に関する条例（平成元年条例第 37 号）に規定する休日をいう。）の場合にあつては、当該休日の前日）までに申請があつたものは、翌偶数月に開催する開発審査会に付議するものとする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出て
ください。